議案第54号

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)等の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市下水道条例の一部を改正する条例

あきる野市下水道条例(平成7年あきる野市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第19条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のあきる野市下水道条例第19条の規定は、令和元年11月1日 (以下「基準日」という。)後の汚水量に係る同年12月分の使用料から適用し、基準日 以前の汚水量に係る使用料又は同年11月分として算定する使用料については、なお従前 の例による。
- 3 前項の規定による使用料の算定に当たっては、算定期間の各月の汚水量は均等に排出したものとみなす。